

公益財団法人いばらき腎臓財団嘱託取扱要領

平成16年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人いばらき腎臓財団組織規程(平成16年3月26日制定)第3条第4項に規定する嘱託の雇用手続、勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

(嘱託の種類)

第2条 嘱託の種類は、その勤務形態により第1種嘱託及び第2種嘱託とする。

2 第1種嘱託は、勤務を要する日(以下「勤務日」という。)及び時間(以下「勤務時間」という。)が公益財団法人いばらき腎臓財団就業規則(平成16年3月26日制定)(以下「就業規則」という。)第22条に規定される職員(以下「一般職員」という。)に準じて雇用する職員をいい、第2種嘱託は、勤務日及び勤務時間が就業規則第23条に規定される特定条件下で雇用する職員(以下「短時間勤務職員」という。)をいう。

(嘱託の任用範囲)

第3条 嘱託は、次の各号の一に該当する場合に限り雇用することができるものとする。

- (1) 特定の資格、免許又は知識、経験、技術、技能を必要とする業務であって、一般職員を当該業務に充てることが適当でない場合
- (2) 前号に規定する場合のほか、業務の性格等から嘱託をもって充てることが適当と認められる場合

(任免発令手続)

第4条 嘱託の任免発令手続は、一般職員の例によるものとする。

(雇用期間)

第5条 嘱託の雇用期間は、原則として1年以内とする。ただし、理事長が必要と認める場合の更新を妨げないものとする。

2 前項の規定により雇用期間を更新した場合、第1種嘱託については満60歳に達した日、第2種嘱託については原則として満65歳に達した日以後における最初の3月31日をもって更新は行わないものとする。

(勤務時間等)

第6条 第1種嘱託の勤務日及び勤務時間は、一般職員の例によるものとし、第2種嘱託の勤務日及び勤務時間は、短時間勤務職員の例によるものとする。ただし、業務の性質上勤務日又は勤務時間を特定することができないときは、1月若しくは1年における必要勤務日数又はその他の方法により定めるものとする。

(有給休暇)

第7条 休暇の種類は、次の各号に掲げる有給休暇とし、その取り扱いについては、一般職員の例によるものとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 療養休暇
- (3) 特別休暇

2 年次休暇は、第1種嘱託に対しては、一般職員の例により与えるものとし、第2種嘱託に対しては、雇用期間1年について、10日を与えるものとする。

(給与等)

第8条 嘱託の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とする。ただし、その支給額については別表の基準のとおりとする。

2 給与の支払方法については、一般職員の例によるものとする。

(旅費)

第9条 嘱託が公務のために旅行した場合に支給する旅費については、一般職員の4級以下にある者が受ける旅費の額に相当する額とする。

(嘱託員等管理台帳)

第10条 嘱託の適正な管理を期するため、事務局に嘱託管理台帳(様式第1号)を備えておくものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項又はこの要領により難い事項については、理事長が別に定める。

付則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 現にこの要領実施の日前から引き続き雇用されている嘱託については、この要領に基づき雇用された嘱託とみなす。

3 平成26年4月1日改正

別表

公益財団法人いばらき腎臓財団の嘱託職員の給与の額に関する基準

1 書記

(1) 給料

支給する額は、公益財団法人いばらき腎臓財団就業規則（平成16年3月26日制定）第22条にその勤務を要する日及び時間が規定される職員（以下「一般職員」という。）の例により、茨城県の一般職の職員（以下「県職員」という。）に適用する行政職給料表を準用するものとする。この場合における給料表の適用は、採用に係る雇用者の職歴等を鑑みて、県職員の行政職給料表1級6号給の額を上限として、同表1級4号給から1級6号給までの額のうちから理事長が決定する。

(2) 通勤手当，時間外勤務手当及び休日勤務手当

支給する額は、一般職員の例による。

(3) 期末手当

支給する額は、給料月額の1月分とし、6月、12月に0.5月分を支給する。

(4) 退職手当

支給する額及び方法は、公益財団法人いばらき腎臓財団退職金規程に定める。